

## 令和6年度 第2回

# 焼津市国民健康保険運営協議会

## 会 議 録

日時 令和6年12月11日(水)

午後1時30分～午後2時10分

場所 市役所本庁舎第3委員会室

令和6年度 第2回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

次第

- 1 開会
- 2 諮問  
焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について
- 3 議事  
焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について
- 4 その他  
国民健康保険証の廃止について
- 5 閉会

出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、池谷均、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

石川英也、亀山八郎、間恵子

公益代表

村松文次、近藤隆久、岡本康夫、石神とみ子

被用者保険等代表

富永安裕、玉川茂

事務局出席者

増田健康福祉部長

渡仲国保年金課長、秋山給付担当係長、鈴木保険担当主幹、仁科保険担当主査

八木健康づくり課長、桐竹成人保健担当主幹、塩谷成人保健担当主任主査

前川納税促進課長、増田収納対策主幹

内容

渡仲課長 定刻となりましたので、ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます。国保年金課長の渡仲と申します。よろしくお願いいたします。  
開会にあたり、副市長よりご挨拶をさせていただきます。

【副市長 挨拶】

渡仲課長 続きまして、後ほど説明いたします「焼津市国民健康保険税の改正について」、会長へ諮問書をお渡しします。本来であれば、諮問書は市長よりお渡しするところですが、本日は市長に代わりまして下山副市長よりお渡しします。岡本会長、テーブルの前にご移動願います。

下山副市長 【諮問書 読み上げ】

事務局 ありがとうございます。副市長、岡本会長席にお戻りください。  
諮問事項の内容につきましては、この後、協議事項の中で、事務局より説明させていただきます。なお、副市長につきましては、公務により退席させていただきますので、ご了承願います。

下山副市長 【 退席 】

渡仲課長 副市長が退席されましたので、岡本会長は議長席へご移動ください。

事務局 (資料の確認、諮問書の写し配布)

渡仲課長 それでは、ただいまから、令和6年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を開催します。ここで、本日の出席者数を事務局より報告します。

事務局 本日の出席者は、被保険者代表4名、保険医又は保険薬剤師代表3名、公益代表4名、被用者保険等代表2名、以上合計13名ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。したがって、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。  
なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

渡仲課長 それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、ここからの進行を岡本会長にお願いいたします。

議長 　　ただいま紹介いただきました、本日の司会進行を務めさせていただきます、岡本と申します。

冒頭ではありますが、最近の国保状況の1つに高額療養費の限度額を引き上げる話が出ております。これについては、副市長からも話がありましたが、財政が非常に厳しい中で引き上げという選択肢が出てきたのかと思います。それに伴い、一人当たりの医療費の負担が増えることもあり、今後議論がされることと思います。

議長 　　それでは本日の会議録署名人を指名させていただきたいと思えます。

会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。本日の会議録署名人は、池谷均委員、村松文次委員、よろしくをお願いいたします。それでは、議事の方に移らせていただきたいと思います。

(1)「焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 　　(今回諮問した「焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正」について資料1の説明)

議長 　　ただいま事務局より説明がありました。それでは、皆さんの方からご意見、お考え、ご質問等ございましたら、手を挙げて、ご発言をよろしくをお願いしたいと思います。

議長 　　皆さんの方からご意見等がないようです。それでは、賛否を取りたいと思えます。国民健康保険税の課税限度額22万円を24万円に改正することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

挙手総員ということがございます。

事務局の説明のとおり、後期高齢者支援金等分の課税限度額を、22万円から24万円に改正することが適当であり、皆さんの意見が一致しましたので、これを答申させていただきます。

本来であれば、ここでお時間をいただきまして、答申書を取りまとめて、委員の皆様にご確認をいただくところですが、時間の都合もありますので、答申書の作成については、私の方に一任をさせていただければと思えます。

それでは答申の流れをこれから事務局に説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 皆様に審議していただきました今回の内容につきまして、この後、答申として取りまとめまして、会長から市長へ答申書をお渡ししていただくこととなります。答申書の引き渡しは12月24日を予定しておりますが、委員の皆様には、後日事務局より答申書の写しを送付させていただく予定です。以上となります。

議長 それでは、次に報告事項ということで、内容は「国民健康保険証の廃止について」になります。

事務局 （「国民健康保険証の廃止について」資料2の説明）

議長 ただいまの説明により、皆様の方からご質問等あれば、お願いしたいと思えます。

石川委員 マイナ保険証についてですが、高齢者や子どもの場合、顔認証がうまくできず、その結果、受付で時間がかかってしまうケースもあります。

亀山委員 マイナンバーカードは国の政策でやっていることですので、それに従ってやっていくのが原則だと考えます。マイナ保険証を使うと、一瞬で保険証の情報がカルテコンピューターに反映されて、早いです。また、患者さんの安全性も確保されます。そういう良い面もあります。また、多くの方が不安なくやれていますので、前向きにやっていくのが良いと思っています。

議長 今、世界的にDX化が進んでいる中で、日本のDX化への対応が非常に遅いという意見もあります。マイナンバーカードのデメリットの部分は改善していき、メリットの部分は全国民で共有していくという方向なのかなと思っています。事務局で何かご意見があればお願いしたいと思えます。

渡仲課長 マイナ保険証につきましては、国の政策でやっていることではありますが、今日、現場の状況をお聞かせいただき、大変参考になりました。ありがとうございます。

議長 どうも貴重なご意見をありがとうございます。

それではですね、時間も来ましたので、第2回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきたいと思えます。本日はご協力いただきまして、ありがとうございました。

<閉会>